

青森県報

第二千二百十六号

平成十五年
八月二十二日
(金曜日)

目次

告 示

保安林の指定予定	(林政課)	一
右 同	(同)	一
右 同	(同)	二

公 告

建設業者の許可の取消し	(八戸県土整備事務所)	二
出先機関		
土地改良事業の工事の完了	(北地方農林水産事務所)	二
右 同	(同)	三

公安委員会

型式の検定適合遊技機	(生活安全企画課)	三
正 誤		
平成十五年二月二十六日定例告示中	(経理課)	四

告 示

青森県告示第五百四十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

南津軽郡浪岡町大字細野字赤平三九の二六、三九の四一

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び浪岡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百四十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

南津軽郡碓ヶ関村大字古懸字三ツ森山一九五の二

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

青森県告示第五百四十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡新郷村大字戸来字金ヶ沢下モ平八の六・八の一〇から八の二二まで・四六の一・四六の五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、四五の七、四五の八

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字金ヶ沢下モ平八の六、八の一〇から八の二二まで、四六の一、四六の五、四五の七・四五の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社高山建設

二 代表者の氏名 高山 春彦

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字新井田字八幡川原一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第八四九二号

五 取消年月日 平成十五年八月八日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十五年八月八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事業の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年八月二十二日

北地方農林水産事務所長 斉 藤 剛

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農業用施設災害復旧事業 三一〇八	金 木 町	平成一五・七・二四

土地改良事業の工事の完了

武田地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十五年八月二十二日

北地方農林水産事務所長 斉 藤 剛

- 一 県営土地改良事業の名称
担い手育成基盤整備（緊急農地集積ほ場整備）事業
- 二 工事完了年月日
平成十五年三月三十一日

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第

六条の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年八月二十二日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRファイバーフレンズMX	株式会社三共
"	CRファイバーフレンズJX	"
"	CRファイバーフレンズFX	"
"	CRファイバーフレンズRX	"
"	CRファイバーフレンズSX	"
"	CRお祭りサブちゃんML1	京楽産業株式会社
"	CRお祭りサブちゃんVL1	"
"	CRお祭りサブちゃんRL1	"
回胴式遊技機	タイヨーポウリング	株式会社タイヨー
"	タイヨーポウリングS	"
"	シュレイキッズ25	株式会社マツヤ商会
"	キングキャメル	サミー株式会社
"	ニューオールドバー	日本回胴式遊技機工業株式会社

正 誤

平成15年8月22日 第二四二号	発行年月日
告示	区分
第一〇四号	番号
二	ページ
上	段
六	行
十和田市農業協同組合 東部出張所	誤
十和田市農業協同組合 東部出張所	正

経 理 課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市古川一丁目一七番五 号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一 銭